

分担研究報告書

公衆浴場における混浴に関する意識についての調査研究
—成人を対象とした調査研究—

研究分担者 杉崎 弘周

新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：公衆浴場法については、昭和23年に出された「公衆浴場法」において設備や認可について定められている。これに加えて、風紀に必要な措置を各自治体が条例で定めることとされている。本研究では、公衆浴場における子どもとの混浴についての意識を明らかにすることを目的とした。調査は2019年12月にWebアンケートによって行われた。3,631名の回答を分析の対象とした。「子どもに混浴させた経験がある」は、56.4%（男性48.0%、女性52.0%）、「子どもの混浴の遭遇がある」は68.0%であった。「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「3歳」が22.1%で最も割合が高く、「5歳」が19.4%、「4歳」が15.7%、「6歳」が15.0%、「2歳」が11.4%と続いた。「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が63.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。「子どもの混浴の許容範囲」では、「制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はない」が30.7%であり、「年齢制限の必要なし」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%であった。「6歳から」が18.5%、「7歳から」が15.7%という回答割合が高かった。最後に混浴させた年齢は7歳から急激に減少、禁止とすべき年齢では6歳をピークに7歳がこれに続く結果であった。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）

小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）

佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

A. 調査目的

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されている[1]。一般的には銭湯と呼ばれ、現在では350円から400円程度の入浴施設である。公衆浴場は、日本の伝統文化であり、それと同時に日本では男女が水着等を付けず一緒に入浴する混浴という文化も楽しまれている。

公衆浴場については、昭和23年に出された「公衆浴場法」において設備や認可について定められている。これに加えて、風紀に必要な措

置を各自治体が条例で定めることとされている。混浴における年齢制限はこの風紀に必要な措置に含まれるものである。現代における子どもの発育発達に合っていないことやこれから増加する訪日外国人観光客にとって公衆浴場での子どもとの混浴が理解できないことが問題である。

そこで本研究では、公衆浴場における子どもとの混浴についての意識を明らかにすることを目的とした。

B. 調査方法

調査の対象は、委託した調査会社にモニター登録をしている者で、条件に合う者とした。調査は2019年12月に行われ、Webアンケートに質問項目を記した。調査内容は公衆浴場の利用経験の有無、性別（男性・女性）、子どもの有

無、子どもに混浴をさせた経験の有無、子どもにさせた混浴についての内容、最後に子どもに混浴をさせた年齢、子どもの混浴の遭遇の有無、子どもの混浴の許容範囲の8項目を調査し、公衆浴場における混浴に対する意識についてたずねた。調査時には、文章を提示して同意があったものに関して調査を実施した。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を経て実施された。

C. 調査結果

調査委託業者に登録している84,698名にメールによる参加依頼をして9,515名からの応募があった。このうち、公衆浴場の利用経験がない者、文章の提示に対して同意のできない者、調査会社関係者に該当した場合は、その時点で終了した。この結果、応募者から5,884名が除外された。以上の手続きを経て3,631名の回答を分析の対象とした。結果は「性別（男性・女性）」では、「男性」が50.0%、「女性」が50.0%であった（表1）。「子どもの有無」では「ある」が49.7%（男性49.7%、女性50.7%）「ない」が50.3%（男性50.4%、女性49.6%）であった。

「子どもに混浴させた経験の有無」では、「ある」が56.4%（男性48.0%、女性52.0%）、「ない」が43.6%（51.8、女性48.2）であった。

「子どもの混浴の遭遇の有無」では、「ある」が68.0%、「ない」が32.0%であった。

「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が63.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。

「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「0歳」が1.3%、「1歳」が3.1%、「2歳」が11.4%、「3歳」が22.1%、「4歳」が15.7%、「5歳」が19.4%、「6歳」が15.0%、「7歳」が6.5%、「8歳」が3.5%、「9歳」が1.0%、「10歳」が0.7%、「11歳」が0.2%、「12歳」が0%であった（表2）。

「子どもの混浴禁止について」では、「混浴禁止の必要はない」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%、「混浴禁止の必要あり」の80.3%であった。禁止とする年齢の内訳では、「1歳から」が0.6%、「2歳から」が0.9%、「3歳から」が5.8%、「4歳から」が5.1%、「5歳から」が8.5%、「6歳から」が18.5%、「7歳から」が15.7%、「8歳から」が3.5%、「9歳から」が2.2%、「10歳から」が6.5%、「11歳から」が0.6%、「12歳以上から」が1.4%、「制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はない」が30.7%であった（表3）。

D. 考察

全国調査から子どものいる者の中で、「混浴をさせた経験があった」は56.4%であった。日本の親のおよそ2人に1人は、公衆浴場で子どもに混浴をさせたということが明らかとなった。さらに、子どもがいる者、いない者合わせて「混浴に遭遇した経験があった」は68.0%であり、いずれも半数を超える結果であった。

最後に子どもを混浴させた年齢では7歳以降で急激に減少していた。これは小学校入学を区切りとして公衆浴場において1人で入浴させる場合が多いのではないかと考えられる。また、小学校入学前後になると、子どもの方も異性の親と一緒に入浴することを嫌がったり、男児が女湯、女児が男湯に入浴したくないと思いはじめたりする可能性が考えられる。子どもの混浴の男女別の実態を見ると、「男児を女湯に」の割合は63.3%、「女児を男湯に」の割合は49.4%であり、「男児を女湯に」の割合が高かった。この背景として日本では、父親が仕事で子どもと一緒に公衆浴場で入浴をすることができず、代わりに母親が混浴をさせていることなどが考えられる。一方、「女児を男湯に」の割合が少ない背景として、女児が男湯で盗撮の被害にあ

うなどの事件に巻き込まれる事例が増加しており[2]、女兒を男湯に入浴させたくないという親も少なくないことなどが考えられる。

禁止とするべき年齢で具体的な数値を挙げた中で「6歳」、「7歳」の割合が高くなっていたのは、先述した「最後に子どもを混浴させた年齢」でも小学校入学を区切りに割合が低くなっていることと一致している。また「10歳」の割合が前後の年齢と比べてわずかに高くなっていることについては、各自治体で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が高いことと関連しているものと考えられ、自分の住んでいる自治体のルールを知っていることが予想される。子どもの混浴を全面禁止することについて、子どものいる立場では、子どもを事件やトラブルなどから守りたいという気持ちが考えられる。一方、子どものいない立場では、公衆浴場の男湯に女兒がいることで男性入浴者があらぬ疑いをかけられることを嫌う場合や、女性が男児と一緒に入浴したくない場合があると考えられる。

E. 結論

子どもの混浴を禁止とするべき年齢については、6歳か7歳という回答が高いことが明らかとなり、子どもや大人、障害を持った者、外国人などすべての公衆浴場の利用者が公衆浴場を快適に使用できるように検討する必要がある。

文献

[1]厚生労働省 公衆浴場法概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei04/04.html

[2]産経新聞 公衆浴場における混浴についてのトラブル、事件

<https://www.sankei.com/west/news/180131/>

wst1801310107-n1.html

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産の出願・登録状況

なし

表 1. 回答者の属性

	回答数	%
性別		
男性	1817	50.0
女性	1814	50.0
年齢		
30 歳未満	15	0.4
30 歳代	271	7.5
40 歳代	1003	27.6
50 歳代	1587	43.7
60 歳代	586	16.1
70 歳代以上	169	4.7
子どもの有無		
有	1804	49.7%
無	1827	50.3%
子ども有		
男性	896	49.7%
女性	908	50.3%
子ども無		
男性	921	50.4%
女性	906	49.6%

子どもに混浴をさせた経験

有	1018	56.4%
無	786	43.6%

混浴の種類（複数回答可）

男児を女湯に	644	63.3%
女児を男湯に	503	49.4%

子どもの混浴に遭遇した経験

有	2469	68.0%
無	1162	32.0%

表 2. 子どもに最後に混浴させた年齢

年齢	男児の女湯利用 (n=644)		女児の男湯利用 (n=503)	
	<i>n</i>	%	<i>n</i>	%
0	10	1.6	4	0.8
1	21	3.3	14	2.8
2	62	9.6	62	12.3
3	140	21.7	103	20.5
4	96	14.9	80	15.9
5	127	19.7	106	21.1
6	106	16.5	73	14.5
7	46	7.1	34	6.8
8	23	3.6	18	3.6
9	8	1.3	4	0.8
10	4	0.6	4	0.8
11	1	0.2	1	0.2
> 12	0	0	0	0

表 3. 子供の混浴禁止について

	合計		子ども有 (n=1804)		子ども無 (n=1827)	
	n	%	n	%	n	%
必要なし	542	14.9	226	12.5	316	17.3
全面禁止	175	4.8	58	3.2	117	6.4
必要あり	2914	80.3	1520	84.3	1394	76.3
年齢						
1	17	0.6	9	0.6	8	0.6
2	26	0.9	15	1.0	11	0.8
3	169	5.8	83	5.5	86	6.2
4	150	5.1	79	5.2	71	5.1
5	248	8.5	138	9.1	110	7.9
6	538	18.5	300	19.7	238	17.1
7	457	15.7	303	19.9	154	11.0
8	102	3.5	64	4.2	38	2.7
9	65	2.2	36	2.4	29	2.1
10	190	6.5	101	6.6	89	6.4
11	17	0.6	6	0.4	11	0.8
> 12	40	1.4	13	0.9	27	1.9
条件付	895	30.7	373	24.5	522	37.4

必要なし：混浴禁止の必要はない

全面禁止：混浴の全面禁止 (= 0歳からの禁止)

必要あり：子供の混浴は年齢に応じて禁止する必要がある

条件付：子供の混浴は年齢に応じて制限する必要があるが一律の年齢制限とする必要はない